

## ○名寄市立大学受託研究取扱規程

平成 20 年 2 月 29 日

改正 平成 26 年 11 月 12 日

改正 平成 30 年 6 月 6 日

改正 平成 31 年 2 月 6 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、名寄市立大学（以下「本学」という。）における受託研究の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この規程において「受託研究」とは、本学において本学以外の者から委託を受けて行う研究をいう。

(経費の負担)

第 3 条 受託研究に要する経費は次のとおりとし、委託をしようとする者（以下「委託者」という。）が負担するものとする。

(1) 直接経費 謝金、旅費、消耗品費、備品購入費等の受託研究遂行に必要な経費

(2) 間接経費 前号以外に必要となる経費

2 間接経費は直接経費の 10%に相当する額とする。ただし、学長が特に認める場合は、この限りでない。

(実施基準)

第 4 条 受託研究は、次の各号に掲げる基準をすべて満たすと認められる場合に、実施するものとする。

(1) 本学の教育研究上有意義であること。

(2) 本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないこと。

(3) その他研究内容が大学の研究内容として適当であること。

(受入れの条件)

第 5 条 受託研究は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすと認められる場合に、受け入れるものとする。

(1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできないこと。

(2) 受託研究の結果生じた工業所有権等（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらの権利を受ける権利をいう。）の権利は、原則として、本学及び本学教員に属するものとし、これを委託者に対して、無償で譲渡し、又は使用させることはできないこと。

(3) 受託研究に要する経費により取得した設備等は、返還しないこと。

(4) やむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、その責を負わず、また、原則として、当該受託研究に要する経費は、返還しないこと。

(5) 受託研究に要する経費は、当該研究の開始前に納付すること。

(6) その他当該受託研究上特に必要があると認めて付された条件を受け入れること。

(委託申込み)

第6条 委託者は、研究委託申込書（様式第1号）を学長に提出するものとする。

(受入れの承諾等)

第7条 学長は、前条の申込みがあったときは、受託研究を担当する教員（以下「研究担当者」という。）に対し、受託研究計画書（様式第2号）を提出させるとともに、必要に応じ研究担当者の所属する学科長から意見書（様式第3号）を提出させるものとする。

2 学長は、前項の書類が提出されたときは、名寄市立大学研究倫理規程に基づき、その内容を審査し、適当と認めるときは、受託研究の受入れを承諾するものとする。

3 学長は、受託研究の受入れを承諾したときは、研究受入承諾書（様式第4号）により委託者にその旨を通知するものとする。

(契約の締結)

第8条 学長は、受託研究の受入れを承諾したときは、速やかに委託者との間で受託研究契約を締結するものとする。

(中止又は期間の延長)

第9条 研究担当者は、受託研究を中止し、又は研究期間を延長する必要があるときは、直ちに学長にその旨を報告しなければならない。

2 学長は、受託研究の遂行上やむを得ないと認められるときは、これを中止し、又はその期間を延長するものとする。

3 第7条第3項の規定は、前項の規定による受託研究の中止又は期間の延長について準用する。

(研究成果の報告)

第10条 研究担当者は、受託研究が完了したときは、研究完了報告書（様式第5号）を学長に提出しなければならない。

(研究成果の公表)

第11条 受託研究による研究成果の公表については、必要に応じて、委託者と協議して行うものとする。

(委託の特例)

第12条 委託者が国、地方公共団体、特殊法人、財団法人その他の公的機関である場合には、第5条、第6条及び第7条第3項の規定にかかわらず、当該公的機関の定めによることができるものとする。

(委 任)

第13条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(廃 止)

2 名寄市立大学受託研究取扱規程（平成19年2月7日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成26年11月12日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 6 日）

この規程は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 2 月 6 日）

この規程は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

## 研究委託申込書

年 月 日

名 寄市立大学学長 様

研究委託者 住 所

氏 名 印

名 寄市立大学受託研究取扱規程に基づき、下記のとおり研究を委託したいので申し込み  
ます。

記

1. 研究題目

2. 研究の目的及び内容

3. 研究に要する経費 金 円

4. 研究の実施期間

年 月 日 から 年 月 日まで

5. 研究を担当する学部学科又は研究担当者

6. その他

## 受託研究計画書

年 月 日

名寄市立大学学長 様

研究担当者 所 属  
職・氏名

印

記

1. 研究題目

2. 研究の目的及び内容

3. 研究期間 年 月 日から 年 月 日まで

4. 研究の場所

5. 使用設備

6. 受託研究経費

| 経費区分 | 金 額 | 摘 要（積算方法等） |
|------|-----|------------|
| 直接経費 |     |            |
| 間接経費 |     |            |
| 合 計  |     |            |

7. その他参考事項

様式第 3 号（第 7 条関係）

## 意 見 書

年 月 日

名寄市立大学学長 様

保健福祉学部 学科長 印

年 月 日付けで から申込みのあった受託  
研究について、下記のとおり具申いたします。

### 記

#### 1. 具申内容

#### 2. その他

様式第 4 号（第 7 条関係）

## 研究受入承諾書

年 月 日

研究委託者

様

名寄市立大学学長

印

年 月 日付けで申込みのあった受託研究については、次のとおり承諾します。

なお、このことについて受託研究契約を締結しますので、別添の契約書 2 通にそれぞれ記名押印の上、返送願います。

記

1. 研究題目

2. 研究の目的及び内容

3. 研究に要する経費 金 円

4. 研究期間 年 月 日から 年 月 日まで

5. 研究を担当する保健福祉学部学科又は研究担当者

6. その他

様式第 5 号（第 10 条関係）

## 研究完了報告書

年 月 日

名寄市立大学学長 様

研究担当者 所 属  
職・氏名

印

記

1. 研究題目

2. 研究の目的及び内容

3. 研究期間 年 月 日から 年 月 日まで

4. 研究に要した経費

5. 研究成果

6. その他参考事項